

第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

1 開催日時

令和2年6月4日（木） 開会 午後3時 閉会 午後4時15分

2 開催場所

庁議室

3 出席者

本部長：市長、副本部長：副市長、教育長

本部員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長

4 議事の要旨

5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項に基づき緊急事態解除宣言が行われたことから、特措法に基づく対策本部は廃止されたため、本日の会議からは尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づく、対策本部会議とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた初動体制の整理について

- ・第2波が予想される際に、対策本部会議で整理していくことになる初動体制の基本的な事項について、「市内で感染症患者（在住・在勤・在学）が発生した場合」、「本市周辺の市において、感染症患者が発生した場合」、「愛知県から注意・警戒情報が発出された場合」、「国の基本的対処方針、専門家会議の提言などで指示や要請などがされた場合」の4つの事象を想定し、整理した。
- ・4つの事象が発生した場合は、その都度対策本部で情報共有を行ったうえで、前回の会議で決定した「イベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針」について状況に応じて見直し、市民、市議会、報道機関へ情報提供する内容を決定する。
- ・第2波に備え、国や県、他の自治体の動向などを注視し、市民や事業者に対する、新たな市独自の支援策について、あらかじめ、検討しておくことも重要である。
- ・これまでの取組を総括し、第2波への対応に活かしていく。
- ・公共施設において、感染者が発生した場合は、まずは施設を閉鎖とする。現場での初期対応は、その場ですぐに判断しなければならない。

(2) 職員の勤務体制について

- ・緊急事態宣言が解除され、新たなステージになったことに伴い、政府の「新型

「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び日本経済団体連合会が作成した「オフィスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を参考に「尾張旭市役所における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定した。

- ・ガイドラインは全職員を対象とし、「三つの密」を徹底的に避けるなどの基本的な感染対策を継続する。
- ・職員の働き方として、職務専念義務免除、時差出勤、在宅勤務は当分の間継続する。土日等を利用しての交代勤務、臨時執務室の利用については、6月末までとする。
- ・今後緊急事態宣言が発令された場合は、国や県の対応を踏まえ、内容を見直していく。
- ・業務の遂行にあたり、通常時への移行を意識していく。場合によっては、人事考課制度マニュアルに基づき、課の組織目標の変更を検討していく。

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・災害の際に、避難所での新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防ぐため、従来の避難所運営に補完するものとして、事前対策と発災後の対策の2つからなるガイドラインを策定する。
- ・事前対策としては、市民への広報、感染症対策資材の整備、開設する避難所、避難所に対応する職員の4項目、発災後の対策としては、避難所の開設準備、避難所の開設、避難所の運営、避難所の撤収、具体的な感染症予防対策の方法の5項目で構成する。
- ・大雨による災害を重点に、早急にガイドラインの策定を進める。避難所において職員が適切に行動できるように、多くの職員が目につれ、意見を聞ける機会を設けながら策定していく。
- ・感染防止対策として、スペースの確保が必要となるため、各部協力し、各避難所で同じ対応ができるようにする。

(4) その他

- ・特別定額給付金について、5月2日から申請を開始したが、20日以降郵便での申請が開始されてからは、申請件数が大幅に増加している。本日までの申請割合は87%、給付割合は22.7%となっており、6月中には振込が完了する見込みである。
- ・市役所会議室の利用について、部屋の面積を4㎡で除した数を定員として運

用していく。また、市役所庁舎では、冷房使用時にも、換気実施するなど、国が公表する「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に即した対応をしていく。

- ・商工会から新型コロナウイルス感染症に対する緊急要望書が提出された。要望事項にある事業者への税の減免や猶予制度などについては、積極的に周知を行ってほしい。
- ・休業協力金の申請状況は、6月1日現在申請件数264件となっている。
- ・市、商工会、観光協会の連携事業として、市ホームページで実施しているテイクアウトキャンペーンについては、参加店から感謝の声を多くいただいている。
- ・8月22日に開催予定の尾張旭たのしい夏祭りは、5月29日に尾張旭まつり実行委員会で中止を決定した（書面決議）。
- ・自治会の行事については、校区の盆踊りは5月22日に開催された自治連合協議会定例会において全校区で中止を決定した。自治会、町内会単位で開催している盆踊りについては、各地区で中止を決定した地区と未定の地区がある。敬老会及び運動会については全校区で未定となっている。
- ・小中学校は本日から通常授業となり給食を開始したが、これまでの教育活動に戻すという考え方から新しい教育活動を展開していくことになる。健康チェックや予防指導など感染症対策をしっかりと実施していくが、児童生徒や教職員に感染が判明した場合は、原則、感染者が判明次第、当該校を3日間臨時休業とし、保健所の指示の下、消毒マニュアルに従い実施する。その後の休業期間は保健所に相談の上決定することになるが、概ね2週間程度を想定している。